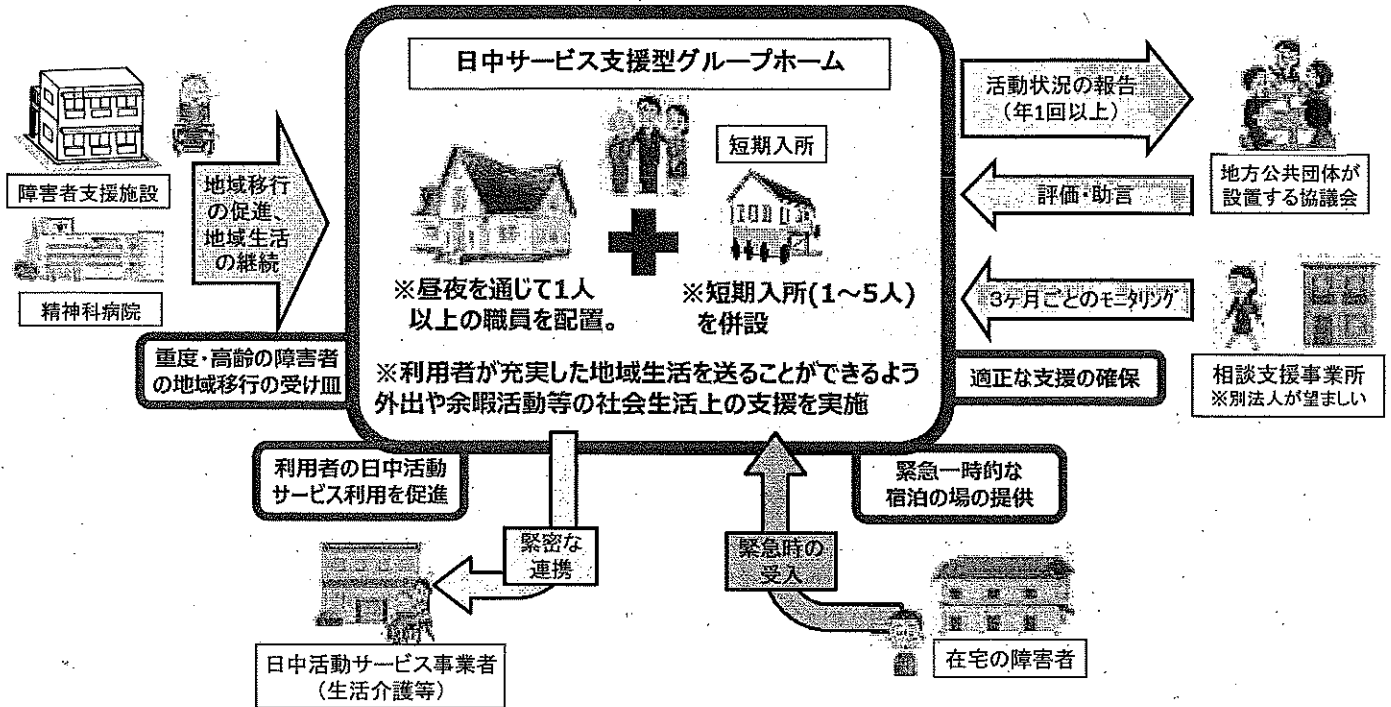


## 居住系サービス等に係る留意事項

# 地域生活支援の中核的な役割を担う日中サービス支援型グループホームの創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。



## 日中サービス支援型グループホームの現状 ※平成30年10月サービス提供分(国保連データ)

### 事業所について [45事業所(22都道府県)]

○都道府県毎の事業所数											
北海道	青森県	山形県	福島県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	石川県	静岡県	
16	1	2	1	2	1	1	1	2	1	1	
三重県	滋賀県	京都府	奈良県	鳥取県	広島県	愛媛県	福岡県	佐賀県	長崎県	鹿児島県	
1	1	3	1	1	2	1	3	1	1	1	

○世話人配置別の事業所数		
3:1	4:1	5:1
28	10	7

### 利用者について [532人]

○都道府県毎の利用者数													
北海道	青森県	岩手県	山形県	福島県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	石川県	長野県	静岡県	
224	7	1	23	5	24	10	8	11	26	7	1	7	
三重県	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	鳥取県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	鹿児島県
6	10	30	2	2	13	27	1	15	5	37	12	9	9

○障害種別毎の利用者数			
身体障害	知的障害	精神障害	難病等
106	230	194	2

○障害支援区分毎の利用者数						
区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし
144	126	126	87	41	1	7

○日中活動サービスを利用する利用者数					
生活介護	自立訓練(機能)	自立訓練(生活)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
364	2	15	1	5	63

○年齢毎の利用者数							
18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上
0	12	61	68	112	125	76	78

# 1. 平成30年度からの新たなサービス (日中サービス支援型共同生活援助、自立生活援助)の概要

## 1. 日中サービス支援型共同生活援助

### 概要

#### (1) 趣旨

- ・ 障害者の重度化・高齢化に対応するために創設。
- ・ **短期入所を併設**し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等から地域移行の促進、地域生活の継続、地域生活支援の中核的な役割を担う。

#### (2) 対象者

- ・ 重度化・高齢化のため日中活動サービスを利用することができない障害者（※日によって利用することができない障害者を含む。）であるが、共同生活援助の一類型であることから、**障害支援区分による制限は設けない。**
- ・ 日中サービス支援型の支援の趣旨から、サテライト住居の基準は適用しない。

#### (3) 常時の支援体制の確保

- ・ 日中サービス支援型グループホームは、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で、利用者の状況に応じた介護等の支援を行うものであることから、**共同生活住居ごとに昼夜を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置する。**

日 中：配置すべき従業員  
(世話人、生活支援員、サービス管理責任者、管理者)

夜間及び深夜：夜勤を行う夜間支援従事者（世話人又は生活支援員）

※既存の建物を共同生活住居とする場合（定員は2人以上20人以下）で、定員が11名以上の場合は、ユニットごとに1人以上配置する。

※世話人、生活支援員、サービス管理責任者の**いずれかの従業者のうち1人以上は、常勤**でなければならない。

#### (4) 日中サービスの利用

- ・ 日中サービス支援型は、日中を共同生活住居で過ごす利用者の支援にあたり、利用者の意向を踏まえ、日常の介護やその利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動といった社会生活上の支援に努めなければならない。
- ・ なお、利用者の意向に反して日中活動サービスの利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られること。  
⇒相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者と緊密な連携に努めなければならない。

## (5) 基本報酬

- ・従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、**最低基準の5：1**をベースに、**4：1及び3：1の基本報酬を設定**。
- ・日中サービス支援型グループホームは、「①日中をグループホームで過ごす場合」と「②日中活動サービスを利用する場合」の**2つの基本報酬を設け、一日単位で選択する仕組み**としている。

### ●区分3以上の利用者に対する報酬単位

- ①グループホームにおいて日中支援を行う日 ⇒ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費
- ②日中活動サービスを利用する日 ⇒ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合

### ●区分2以下の利用者に対する報酬単位

- 原則 ⇒ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合
- 例外 ⇒ 日中支援加算(Ⅱ) ※日中支援従事者の加配は不要。

世話人の配置(3:1)	日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合
区分6	1,098単位	904単位
区分5	982単位	788単位
区分4	901単位	707単位
区分3	717単位	620単位
区分2	-	456単位
区分1以下	-	397単位

世話人の配置(4:1)	日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合
区分6	1,014単位	820単位
区分5	898単位	704単位
区分4	816単位	622単位
区分3	633単位	536単位
区分2	-	371単位
区分1以下	-	321単位

世話人の配置(5:1)	日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合
区分6	963単位	769単位
区分5	846単位	652単位
区分4	765単位	571単位
区分3	582単位	485単位
区分2	-	321単位
区分1以下	-	277単位

体験利用	日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合
区分6	1,128単位	934単位
区分5	1,012単位	818単位
区分4	931単位	737単位
区分3	747単位	650単位
区分2	-	486単位
区分1以下	-	427単位

## (6) 共同生活住居

- ・共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下。  
※共同生活住居ごとの独立性が確保され、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されている場合は、**一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができ、一つの建物の入居定員の合計は20人以下とする**。
- ・従業者のみが使用する設備については、共有して差し支えない。
- ・立地については、他の類型と同様、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

(7) 短期入所の併設

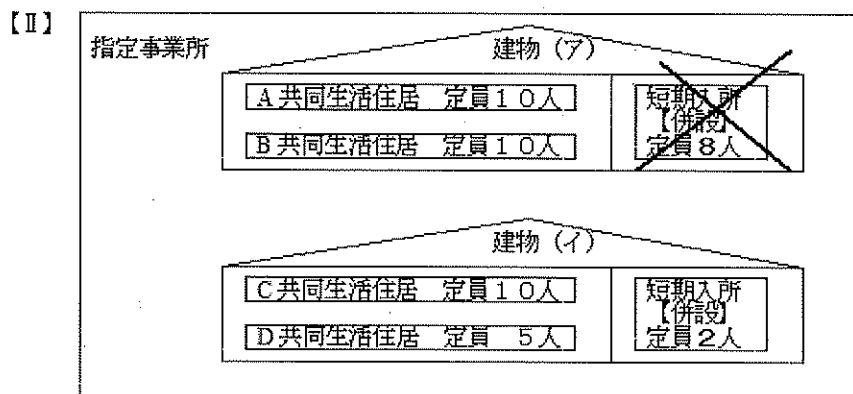
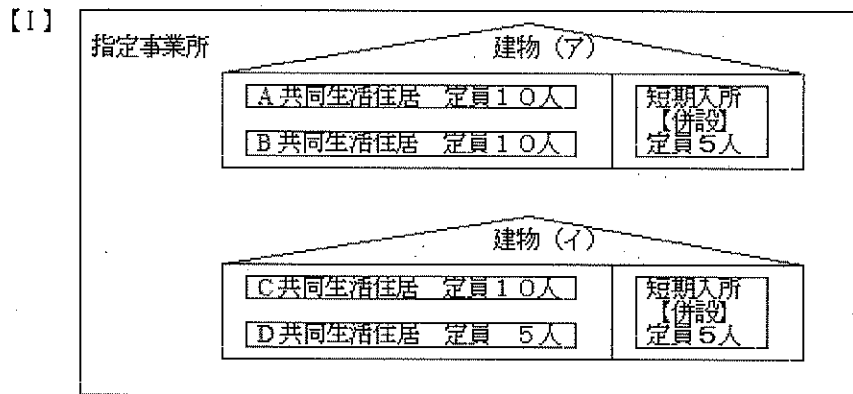
- ・ 日中サービス支援型グループホームが行う短期入所（空床型を除く。）は、原則として、日中サービス支援型グループホームと併設又は同一敷地内において行う。
- ・ 短期入所の利用定員は、日中サービス支援型グループホームの入居定員の合計が 20 人又はその端数を増すごとに 1 人以上 5 人以下とする。

日中サービス支援型グループホームの入居定員		併設(同一敷地内)の短期入所の利用定員	
4人以上	20人以下	1人以上	5人以下
21人以上	40人以下	(1人以上	5人以下) × 2
41人以上	60人以下	(1人以上	5人以下) × 3
	・		・
	・		・
	・		・

<例> 日中サービス支援型グループホームの入居定員が 35 人（A～Dの共同生活住居の合計定員数）で、併設する短期入所の利用定員が 10 人の場合  
 ⇒ 【Ⅰ】は可。【Ⅱ】は不可。

【Ⅰ】と【Ⅱ】とも併設する短期入所の定員の合計数は「10人」ですが、各々の建物における定員数の内訳が異なります。

【Ⅱ】の建物（ア）の併設する短期入所の定員数は 8 人となっていますが、この定員数は 1 人以上～5 人以下としなくてはならないので、不可となります。



## (8) 事業所の単位

- ・日中サービス支援型グループホームの事業所指定は、他の類型と同様、一定の地域の範囲内に所在し、一体的なサービス提供に支障がない場合は、1以上の共同生活住居を1つの事業所として指定できる。

## (9) 地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価

- ・日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、**地方公共団体が設置する協議会に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。**
- ・また、事業指定の申請（又は日中サービス支援型への変更届）にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、日中サービス支援型共同生活援助の運営方針や活動内容等を都道府県知事に提出（指定申請又は変更届に添付）するものとする。

## (10) 指定計画相談支援

- ・日中サービス支援型グループホームの利用者に対する指定計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、**モニタリング実施標準期間**を他の類型の共同生活援助よりも短く**3月間**とする。
- ・適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型グループホームを行う事業者と指定計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましい。

創設された加算（見直しを含む。）

### (1) 夜勤職員加配加算【創設】（※日中サービス支援型のみ）・・・149単位/日

夜間及び深夜の時間帯（午後10時～翌日の午前5時までは最低限含む。）を通じて、共同生活住居ごとに配置する夜勤を行う夜間支援従事者（世話人又は生活支援員）に加えて、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置する場合に算定。

※加配される夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置され、専らその職務に従事する必要あり。

⇒加算は、夜勤を行う夜間支援従業者が加配された共同生活住居に居住する利用者に対して算定可。

**(2) 看護職員配置加算【創設】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70単位/日**

専ら共同生活援助事業所の職務に従事する看護職員を、常勤換算方法で1以上配置する場合に算定。

●利用者の状況に応じて行う支援内容

- ア 利用者に対する日常的な健康管理
- イ 医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等
- ウ 定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援
- エ 看護職員による常時の連絡体制の確保
- オ 重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意

※医療連携体制加算との併給について ⇒ 医療連携体制加算(Ⅳ)のみ認める。

**(3) 精神障害者地域移行特別加算【創設】・・・・・・・・・・・・ 300単位/日(1年以内)**

精神科病院に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を**社会福祉士等が実施すること**を評価。

ただし、地域生活移行個別支援特別加算との併給は認められない。

●対象者の要件

精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、退院してから1年以内の者。

【加算の算定】

退院日から1年以内について加算の算定が可。

※1年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅等で生活した精神障害者であっても、退院から1年以内について、加算の算定が可。

●施設要件

従業者として、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等を1人以上配置し、精神障害者の地域生活を支援するための体制を確保していること。

●支援内容

- ア 社会福祉士等による「本人、家族、精神科病院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた共同生活援助計画の作成
- イ 精神科病院との日常的な連携(通院支援を含む。)
- ウ 対象利用者との定期及び随時の面談
- エ 日中活動の選択、利用、定着のための支援
- オ その他必要な支援

**(4) 強度行動障害者地域移行特別加算【創設】・・・・・・・・・300単位/日(1年以内)**

障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を、**強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施することを評価。**

ただし、重度障害者支援加算との併給は認められない。

**●対象者の要件**

障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者であって、退所してから1年以内の者。

**【加算の算定】**

退所日から1年以内について加算の算定が可。

※1年以上障害児者支援施設に入所し、退所後、一定期間居宅等で生活した強度行動障害者であっても、退所から1年以内について、加算の算定が可。

**●施設要件**

以下の(ア)、(イ)のいずれにも該当する指定共同生活援助事業所において、強度行動障害者に対して、共同生活援助計画に基づき、当該利用者の障害特性を踏まえた地域生活のための相談援助や個別の支援を行うものであること。

(ア) サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1以上配置していること。

(イ) 生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。

**(5) 自立生活支援加算【見直し】**

退居後の相談支援等を評価する自立生活支援加算については、これまでは入居中に1回、退居後に1回算定可能であったが、地域生活への移行を促進する観点から、**入居中に算定することができる回数を2回に拡充する。**

<自立生活支援加算の見直し>

[改定前] 入居中1回、退居後1回 1回 500単位

[平成30年4月以降] 入居中2回、退居後1回 1回 500単位



**(6) 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長**  
**(※介護サービス包括型、日中サービス支援型)**

平成30年3月31日までとされていた重度の障害者<sup>※</sup>(1)又は(2)に該当する者)に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、**当該経過措置を平成33年3月31日まで延長**する。

また、日中サービス支援型についても、当該経過措置の対象とする。

※

- (1) 重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けることができるものであって、区分4、5又は6に該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する者
- (2) 区分4、5又は6に該当する者であり、以下の(ア)、(イ)のいずれにも該当する者が共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(居宅における身体介護が中心である場合に限る。)の利用を希望する者
  - (ア) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。
  - (イ) 居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること。

# 「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

○ 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

## 対象者

○ 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

## 支援内容

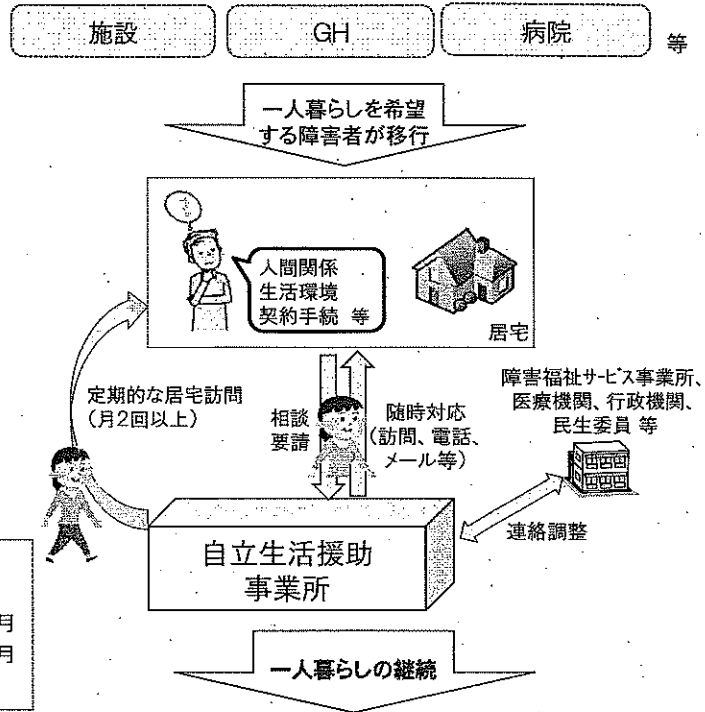
- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
  - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
  - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
  - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

## 基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
- ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月

※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



## 自立生活援助の現状 ※平成30年10月サービス提供分(国保連データ)

### 事業所について【83事業所(27都道府県)】

#### ○都道府県毎の事業所数

北海道	岩手県	山形県	福島県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	山梨県	長野県	静岡県	愛知県	京都府	大阪府	兵庫県
2	1	1	3	2	5	4	21	5	3	3	2	2	7	1
和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	徳島県	愛媛県	福岡県	長崎県	熊本県	大分県	鹿児島県			
2	1	1	2	1	1	1	2	3	1	5	1			

### 利用者について【328人】

#### ○都道府県毎の利用者数

北海道	岩手県	山形県	福島県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	山梨県	長野県	静岡県	愛知県	京都府	大阪府	兵庫県
9	2	9	5	4	27	13	81	15	6	21	24	8	16	3
和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	徳島県	愛媛県	福岡県	長崎県	熊本県	大分県	鹿児島県			
7	1	2	6	11	2	3	4	31	1	15	2			

#### ○状態毎の利用者数

退所等をしてから1年以内の者	134
上記以外の単身生活者 等	194

#### ○障害支援区分毎の利用者数

区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし
1	3	23	93	128	12	68

#### ○障害種別毎の利用者数

身体障害	知的障害	精神障害
16	99	213

#### ○年齢毎の利用者数

18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
1	0	34	49	77	109	34	24

## 2. 自立生活援助

### 1. サービスの趣旨

知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分でない障害者の一人暮らしを支援します。

### 2. サービスの概要

単身等で生活する以下①から③のいずれかに該当する障害者について、1年間にわたり定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて行う訪問、相談対応等により、日常生活を営む上での様々な問題を把握し、必要な情報の提供、助言や相談、関係機関との連絡調整等、自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

- ①地域移行支援の対象要件に該当する障害者や精神科病院に入院していた者等で、理解力や生活力を補うために支援が必要な者。
- ②人間関係や環境の変化等（家族の死亡、入退院の繰り返し、等）によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる者。
- ③市町村審査会の個別審査で自立生活援助による支援が必要と判断された者。

### 対象者の具体例

- i. 障害者支援施設やグループホーム等（※1）から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ii. 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- iii. 障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めない（※2）ため、実質的に一人暮らしと同様の状況である者（障害者同士で結婚している場合を含む）

（※1）

精神科病院、のぞみの園、宿泊型自立訓練事業所、児童福祉施設、療養介護事業所、福祉ホーム、救護施設、更正施設、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホーム

（※2）

- ・同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合
- ・同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合
- ・同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合
- ・その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合

### 3. 実施主体

自立生活援助事業を行う者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練及び共同生活援助事業を行う者に限る）、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者でなければなりません。

### 4. 指定基準について

人員基準	従業者	地域生活支援員	1人以上（常勤換算方法によらない） ※利用者数25に対し1人を標準とし、利用者数が25又はその端数を増すごとに増員するのが望ましい
		サービス管理責任者 実務経験及び 研修受講が必要	利用者の数が30以下：1人以上 ※利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 <b>！地域生活支援員との兼務は不可！</b>
		管理者	原則として管理業務に従事するもの
設備基準	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えること ※他の事業と同一の事務室を使用する場合は、事業を行うための区画が明確に特定されていること ※他の事業所の運営に支障がない場合は、設備及び備品を共用することができる		

- ◎おおむね週に1回以上利用者の居宅を訪問しなければなりません。  
（訪問した日と時間帯、利用者の状況、対応の内容（情報提供、助言、相談、同行による支援、関係機関との連絡調整等）等を具体的に記録すること）
- ◎利用者から相談や要請の通報があった場合は、速やかに電話による対応又は居宅への訪問により状況把握を行い、必要な措置を講じなければなりません。  
（通報のあった日と時間帯、相談又は要請の内容、対応の状況（情報提供、助言、相談、利用者の家族や関係機関との連絡調整等）等を具体的に記録すること）
- ◎利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、携帯電話等により直接利用者又はその家族等と常時の連絡体制を確保しなければなりません。

## 5. 基本報酬について

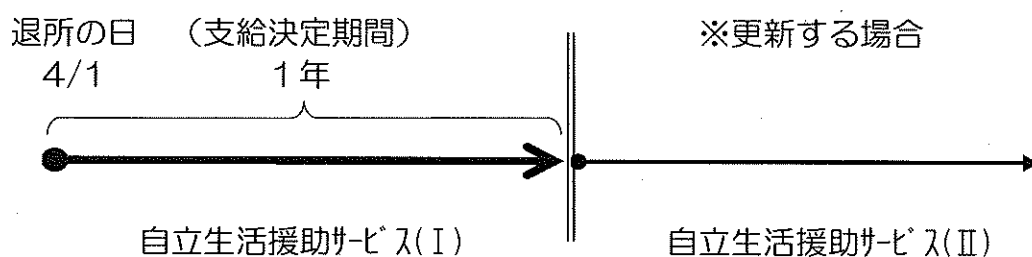
区分	地域生活支援員1人あたり利用者数		備考
	30人未満	30人以上	
自立生活援助サービス(I)	1,547単位/月	1,083単位/月	退所等から1年以内の者
自立生活援助サービス(II)	1,158単位/月	811単位/月	上記以外の者

※地域生活支援員1人あたり利用者数

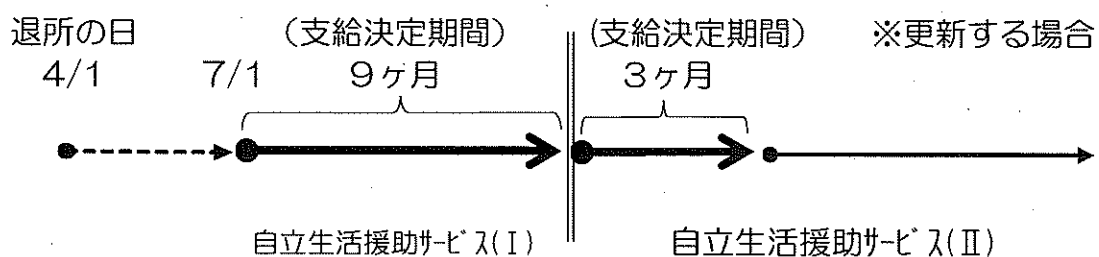
⇒ 前年度の全利用者の延べ数 ÷ 当該前年度の開所月数

※「退所等と同時に支給決定する場合」と「退所等の日と支給決定が異なる場合」の請求について

(例1)  
退所等と同時に支給決定する場合



(例2)  
退所等の日とが4/1、支給決定が7/1の場合



主な加算

(1)初回加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・500単位/月

指定自立生活援助の利用を開始した月に算定。  
 ※当該利用者が過去3月間に、当該指定自立生活援助事業所を利用したことが  
 ない場合に限り算定が可。

(2)同行支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・500単位/月

利用者に対して、外出支援を伴う支援を行うにあたり、当該利用者に同行し必要  
 な情報提供又は助言等を行った場合に算定。  
 ※外出のための直接的な介助や余暇活動への付き添い等については、算定の要件  
 を満たさない。

(3)福祉専門職員配置等加算 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ)  
 (Ⅰ)：450単位/月、(Ⅱ)：300単位/月 (Ⅲ)：180単位/月

加算	算定要件
(Ⅰ)	常勤の地域生活支援員のうち、社会福祉士等(※)の資格保有者が35%以上雇用されている事業所
(Ⅱ)	常勤の地域生活支援員のうち、社会福祉士等(※)の資格保有者が25%以上雇用されている事業所
(Ⅲ)	地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所

※社会福祉士等・・・社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師

●地域生活支援員が同一法人の他の事業所の業務を兼務し、勤務した時間数の合計が常勤の時間に達している場合の本加算の算定について  
 ⇒複数事業所を兼務する常勤の直接処遇職員については、1週間の勤務時間の2分の1を超えて当該事業所の直接処遇職員として従事する場合に、常勤の直接処遇職員(1人)として評価する。

## 2. グループホームに対する実地指導における指導内容(平成29年度)

### 1. 人員関係

- (1) 世話人と生活支援員を兼務している従業者について、各々の勤務時間を確認できる記録がなく、世話人と生活支援員の人員基準を各々満たしていることが確認できなかった。勤務実態が明らかになるように記録の整備を行うこと。
- (2) 人権擁護推進員、災害対策推進員及び安全管理対策推進員について、法人には配置されていたが、事業所(グループホーム)に配置されていなかった。各推進員は事業所ごとに配置すること。

### 2. 運営関係

- (1) 重要事項説明書に『事故発生時の対応』についての記載がなかった。重要事項説明書には利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項として、『事故発生時の対応』について記載すること。
- (2) 「ヒヤッとした!ハッとした」レポートに利用者が骨折した事例が記録されていた。骨折は事故に該当するので、法人が規定する事故対応手順書に基づき適切に対応するとともに、事故として記録すること。また、サービス提供における危機管理(リスクマネジメント)について、研修等で従業者に対し周知するよう努めること。
- (3) 事故防止の観点から、施設内外の設備の安全点検を計画的に実施すること。
- (4) 掲示されている勤務表に「職種」や「常勤・非常勤等」が記載されていなかった。これらが記載された勤務表を作成のうえ掲示し、従業員の勤務体制を明確にすること。
- (5) 協力医療機関について掲示されていなかったので掲示すること。
- (6) 事業所に掲示されている運営規程が最新のものではなかった。利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項については、常に現状と一致する最新のものを掲示すること。
- (7) 従業者等の退職後における「利用者やその家族に係る業務上知り得た秘密の保持に関する規定」がなかった。従業者等でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じること。
- (8) 受給者証に入退居年月日等の必要な事項が記載されていないものがあった。指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、指定共同生活援助事業所の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項を、支給決定障害者の受給者証に記載すること。
- (9) 共同生活援助計画において、「利用者及びその家族の生活に対する意向」が記載されていなかった。計画は、利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものであることから、利用者やその家族の意向が分かるように、記載すること。

- (10) サービス管理責任者は、指定共同生活援助の提供にあたる担当者を招集して会議を開催し、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求める必要があるが、当該会議の会議録が全く作成されていなかった。会議を開催したときは遺漏なく会議録を作成すること。
- (11) 共同生活援助計画に身体拘束の様態、時間、緊急やむを得ない理由が記載されていなかった。  
やむを得ず身体拘束を行う場合は、管理者、サービス管理責任者及び虐待防止責任者が参加する個別支援会議などにおいて、組織として慎重に検討・決定し、共同生活援助計画に身体拘束の様態、時間、緊急やむを得ない理由を記載するとともに、様態・時間、利用者の心身の状況など必要な記録を作成すること。
- (12) 共営費として入居者から費用を徴収していた。あやふやな名目の費用の徴収は認められていないことから、費用の内訳を明確にすること。
- (13) 入居者から依頼を受けて管理する金融機関届出印と通帳が同じ場所に保管されていた。法人の利用者預り金管理規程に基づき別々の者が管理し、別々に保管すること。
- (14) 人権擁護推進員は配置されていたが、従業者に対し年に1回以上人権擁護に関する研修を実施していなかったため、研修を実施すること。
- (15) 外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、不測の事態に備えて防犯対策を実施すること。
- (16) 事業所における地震、土砂災害等に対する緊急対応マニュアルが定められていなかった。風水害、地震等の災害に対処するためのマニュアルを作成すること。

### 3. 報酬（加算）関係

- (1) 夜間支援体制加算（I）を算定しているが、夜間支援の内容について共同生活援助計画に位置づけられていない利用者がいた。  
夜間支援従業者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに共同生活援助計画に位置づけること。
- (2) 帰宅時支援加算の算定には、事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行うことが必要であり、また当該利用者が帰省している間は、家族等との連携を十分図り、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握し、その内容を記録しなければならないが、記録が確認できなかった。共同生活援助計画に位置付けた帰宅時支援を実施するとともに、「連携先である家族等の氏名や続柄、利用者が居宅等でどのように過ごしているか」については少なくとも記録すること。



○和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成24年10月5日

条例第67号

改正 平成30年3月23日条例第25号

和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(平30条例25・一部改正)

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等)

第3条 第1条の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第30条第2項、第36条第4項、第41条の2第2項及び第43条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(平30条例25・一部改正)

(人権擁護)

第4条 指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービス(以下「指定障害福祉等サービス」という。)の事業を行う者は、指定障害福祉等サービスの利用者の人権を擁護するため、指定障害福祉等サービスを提供する事業所ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(非常災害対策)

第5条 指定障害福祉等サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護を除く。以下この条及び次条において同じ。)の事業を行う者は、非常災害対策を推進するため、指定障害福祉等サービスを提供する事業所ごとに災害対策推進員を置かなければならない。

(安全管理対策)

第6条 指定障害福祉等サービスの事業を行う者は、指定障害福祉等サービスの利用者の安全管理対策を推進するため、指定障害福祉等サービスを提供する事業所ごとに安全管理対策推進員を置かなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第25号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

指定障害福祉サービス事業実施法人 } 御中  
指定障害児通所支援事業実施法人 }  
指定障害児入所施設実施法人 }

和歌山県健康福祉部  
福祉保健政策局障害福祉課長  
(公 印 省 略)

和歌山県指定障害福祉サービス事業等の人員等の基準を定める条例  
の制定について

平素は、本県障害児者福祉行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）の施行に伴い、これまで厚生労働省令で規定していた指定障害福祉サービス事業等の人員等の基準について、各地方自治体の条例で定めることとされたことから、このたび、本県において和歌山県指定障害福祉サービス事業等の人員等の基準を定める条例（以下「基準条例」という。）を制定し、別添のとおり公布しました。同条例の内容については、下記のとおりであるので、御了知の上、その適切な運用についてお願いいたします。

記

第 1 基準条例の考え方（基準条例第 3 条関係）

和歌山県指定障害福祉サービス事業等の人員等の基準で定める基準は、第 2 に定める基準のほか、厚生労働省令（別添関係法令一覧参照）で定める基準と同様の基準とする。

第 2 県独自の基準

障害児者を取り巻く社会環境等の変化に鑑み、県独自の基準は次のとおりである。

1 人権擁護（基準条例第 4 条関係）

(1) 人権擁護推進員の配置の義務化

ア 各省令において定める事業を実施する事業所及び施設（以下「施設等」という。）において、人権擁護に関する責任者として、人権擁護推進員を配置しなければならない。人権擁護推進員は、指導的立場にある職員の中から、求められる専門性や人間性等を考慮し、管理者が任命する。なお、人権擁護推進員は、他の職務と兼務することを可能とする。

イ 人権擁護推進員は、次に掲げる業務を行う。

(I) 施設職員に対し人権擁護に関する研修計画を作成し、当該計画に

基づき研修を実施する。

(Ⅱ) 施設の現場における人権に対する正しい理解について、職員に対して適切な指導を行う。

(2) 人権擁護に関する研修実施の義務化

ア 施設等において職員に対し年に1回以上、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

イ 研修内容及び研修方法は次のとおりとする。

(Ⅰ) 研修内容

障害児者の人権を尊重した処遇を行うため、障害者自立支援法、児童福祉法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律などにおける障害児者の人権等に関する理解を深め、職員の人権意識や知識、技術の向上を図る。

特に、障害児者虐待は極めて深刻な人権侵害であることから、虐待を防止するための対策及び虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応について、職員間で認識の共有を図る。

(Ⅱ) 研修方法

研修方法は、伝達研修や外部講師の招聘など、実状に応じた方法で実施することとし、単独実施が困難な場合は、複数施設で合同実施することも差し支えない。

2 非常災害対策（基準条例第5条関係）

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び保育所等訪問支援に係るものを除く

(1) 災害対策推進員の配置の義務化

施設等において、災害対策に関する責任者として、災害対策推進員を配置しなければならない。災害対策推進員は、指導的立場にある職員の中から、求められる専門性等を考慮し、管理者が任命する。なお、災害対策推進員は、他の職務と兼務することを可能とする。

(2) 災害対策推進員は、次に掲げる業務を行う。

ア 火災・風水害・地震等の防災に関する計画を作成し、当該計画に基づき防災訓練を定期的実施する。

イ 施設等における非常災害対策を推進するため、消防機関等への速やかな通報体制、消防団や地域住民との連携をとる等、職員に対して防災対策の周知徹底を図る。

ウ 災害発生時に必要な備品や備蓄等についての点検及び確保を行う。

3 安全管理対策（基準条例第6条関係）

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び保育所等訪問支援に係るものを除く

(1) 安全管理対策推進員の配置の義務化

施設等において、安全管理対策に関する責任者として、安全管理対策推進員を配置しなければならない。安全管理対策推進員は、指導的立場にある職員の中から、求められる専門性等を考慮し、管理者が任命する。なお、安全管理対策推進員は、他の職務と兼務することを可能とする。

(2) 安全管理対策推進員は、次に掲げる業務を行う。

ア 処遇中の事故防止のために、障害児者の心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の設備の安全点検を計画的に実施する。

イ 外部からの不審者等の侵入防止のための措置をとるとともに、不測の事態に備えて訓練を行う等必要な対応を行う。

ウ 施設等で使用する設備等について、衛生的な管理に努める。特に、施

- 設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。
- エ 職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全対策を行うよう努める。

第3 施行期日（基準条例附則第1項関係）

基準条例は、平成25年4月1日から施行する。

**【事務担当】**

和歌山県障害福祉課

障害者関係 福原、的場

障害児関係 萩

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL 073-441-2537 FAX 073-432-5567

# 写

障 第 02020003 号  
平成 29 年 2 月 2 日

指定障害福祉サービス事業運営法人の長 様

和歌山県福祉保健部  
福祉保健政策局障害福祉課長  
(公印省略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定共同生活援助に係る共同生活住居と日中活動系サービス事業所の同一敷地内設置に関する取扱いについて（通知）

平素は、本県の障害福祉行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、指定共同生活援助に係る共同生活住居（以下「グループホーム」という。）については、障害者の住まいであることを踏まえた適切な環境が確保されるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）」において、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない、と定められています。

基準は、グループホームが、家庭的な雰囲気の下で指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保する観点から、家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されることについて、都道府県知事が確認することを求めています。

一方、基準では、日中活動を行う指定障害福祉サービス事業所とグループホームを同一敷地内に設置することについては、規定されていません。

また、和歌山県では、「第4期和歌山県障害福祉計画」に基づき、障害のある人の地域での居住の場としてグループホームの整備を推進しています。

このたび、グループホームの整備をさらに促進するため、標記の取扱いについて、基本的な考え方等を別紙のとおり整理し、平成29年4月1日から運用することとしたので通知します。

注)日中活動系サービス事業所については、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の各指定障害福祉サービス事業所に限ります。別紙において「日中活動事業所」といいます。

和歌山県福祉保健部  
福祉保健政策局障害福祉課  
在宅福祉班 TEL073-441-2533

## 同一敷地内における共同生活住居と日中活動事業所の設置に関する取扱い

## 1. グループホームの設置及び運営の基本的な考え方について

グループホームは、障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、家庭的な雰囲気の下、数人で共同して自立した生活を営む住まいの場であり、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を行うものとして、次のような基本的な考え方に基づいて設置及び運営する。

- (1) 事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、適切かつ効果的にサービスを提供すること。
- (2) 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- (3) 住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域に設置すること。
- (4) 利用者は、自分の希望に応じて日中活動(昼のサービス)と居住(夜のサービス)の複数のサービスを組み合わせて利用し、地域で安心して暮らすことができるよう適切な支援を受けるものである。日中活動の場とグループホームが同一敷地内に設置されることにより、日中及び夜間を通してサービスを提供する入所施設のように敷地内で生活が完結することは、あってはならない。

## 2. 同一敷地(※)内に設置する場合の取扱いについて

(※)同一敷地…所有関係や分筆の有無に関わらず、一体的に利用可能な一団の土地を同一敷地とみなします。[登記簿、配置図等で確認します]

事業者がグループホームの制度の趣旨を理解し、利用者は自由意思に基づいてサービスを選択し、利用者の日常生活が及び社会生活が敷地内で完結することがないよう適切な支援を行うことが認められる場合に限り、同一敷地内におけるグループホームと日中活動事業所の設置を認める。

ただし、利用者が地域社会において他の人々と交流する機会の確保のため、グループホームの全ての利用者が同一敷地内の日中活動事業所を利用することや、日中活動事業所の全ての利用者が同一敷地内のグループホームを利用することがないよう厳に留意すること。

設置を検討する場合は、必ず事前に事業所所在の市町村(和歌山市を除く)を管轄する振興局に協議を行うものとし、次の全ての要件を満たすこと。

- (1) それぞれの事業所が、人員、設備の基準を満たし、共用部分を持たないこと。
  - ① 設備や備品は各事業所の利用者専用であること。例えば、グループホームの台所を使用して日中活動事業所の利用者に食事を供したり、日中活動事業所で用意した食事をグループホームの利用者に供することはできない。

②同一敷地内の2以上の建物を利用して設置する場合は、それぞれの事業所から道路に自由に行き来できること。同一建物である場合には、それぞれの事業所において外部と直接出入りが可能な専用の入り口（玄関）を有し、建物内で相互に往来できない等、建物構造上、独立性が確保されていること。

③各事業所が2階以上の階に設置される場合には、専用入り口から道路に直接出られる階段等は、利用者の障害特性に応じて工夫され、安全性が確保されており、利用者が常時使用すると認められるものであること。

[配置図、平面図、写真、申出書等により確認します]

(2)それぞれの事業所は、管理、運営においても独立していること。各事業所において従業員の勤務体制を確保し、勤務体制や兼務関係については事業所ごとに明確にすること。

[法人組織図、各事業所の勤務形態一覧表等で確認します]

(3)事業者は家族や地域住民との交流の機会を確保し、利用者の日常生活及び社会生活が、敷地内で完結するような生活とならないこと。

①グループホームの利用者は、グループホームから適度な距離のある地域に所在する企業に就業することや他の法人が運営する障害福祉サービス等を利用することが望ましいため、入居予定者やその家族に、周辺の日中活動事業所の配置等について十分説明し、広く選択肢を提示して意向を確認すること。意向の確認にあたっては、外部法人の相談支援事業所の関与を求めること。前述の手続きについて事実を確認できるよう記録を作成し、保管すること。

[説明に用いる資料等を確認します]

②意向確認の結果、入居予定者とその家族が同一敷地内の日中活動事業所の利用を希望する場合は、予め支給決定市町村と協議して必要な指示を受け、当該利用者への支援方針を個別支援計画に位置づけること。(実地指導において確認します。)

③家族や地域住民、地域社会との交流が促進されるよう事業計画を定め、取組内容を記録すること。

[事業計画等を確認します]

事務連絡  
平成31年2月27日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

重度障害者支援加算及び強度行動障害児特別支援加算に係る経過措置の終了について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の平成27年度改正により、重度障害者支援加算及び強度行動障害児特別支援加算（以下「重度障害者支援加算等」という。）については、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」及び「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」の研修修了者が算定要件とされました。そのうち、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件については、平成30年3月31日まで当該研修を修了しているものとみなす規定（別紙参照。以下「経過措置」という。）を設けることとされました。

当該経過措置については、当該研修の受講状況等を踏まえて1年間延長したところであり、今年度末（平成31年3月31日）をもって終了することとされております。そのため、当該経過措置終了後の来年度以降においては、当該研修を修了していない場合は、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の加算要件を満たさないこととなりますが、当該研修の実施については、「平成30年度強度行動障害支援者養成研修事業実施状況調査について（依頼）」（平成30年10月5日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において、全国の状況を把握したところ、別添の状況にあり、経過措置対象者に対して研修修了が全国的に見込まれることから、予定どおり当該経過措置については終了することといたします。

つきましては、各都道府県におかれましては、上記の旨、周知を図っていただき、引き続き研修の円滑な実施について特段の御協力、御配慮をお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課福祉サービス係  
電話：03-5253-1111（内線3091）  
FAX：03-3591-8914



○厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）

### 三 指定施設入所支援等の施設基準

イ・ロ （略）

ハ 介護給付費等単位数表第9の3の重度障害者支援加算のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。

(1) （略）

(2) 指定障害者支援施設等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(居宅介護従業者基準別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成二十七年厚生労働省告示第百五十三号)による改正前の介護給付費等単位数表第9の3のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定を受けている指定障害者支援施設等において、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

ニ 介護給付費等単位数表第9の3の注4の加算を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条又は附則第三条に規定する人員配置(介護給付費等単位数表第6の2の人員配置体制加算を算定している場合にあつては当該加算の要件となる人員配置を含む。以下このニにおいて「人員配置」という。)に加え、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件による改正前の介護給付費等単位数表第9の3のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定を受けている指定障害者支援施設等において、人員配置に加え、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

以下(略)

### 七 指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援

助事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。

(1) (略)

(2) 指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は第二号研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)附則第四条に規定する第二号研修をいう。以下この号及び第七号の二において同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シートを作成すること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は第二号研修の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(3) 指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)又は第三号研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条に規定する第三号研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下この(3)において「研修修了者」という。)の割合が百分の二十以上であること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち、研修修了者の割合が百分の十以上、かつ、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)又は第三号研修の受講を予定している者の割合が百分の十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

以下(略)

○厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号)

十四 介護給付費等単位数表第9の3の注4の厚生労働大臣が定める者

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(平成三十一年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成二十七年厚生労働省告示第百五十三号)による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定を受けている指定障害者支援施設において、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の受講を予定している者にあつては当該研修を修了しているものとみなす。)

○厚生労働大臣が定める施設基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号)

十四 (略)

イ・ロ (略)

ハ 福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十一年

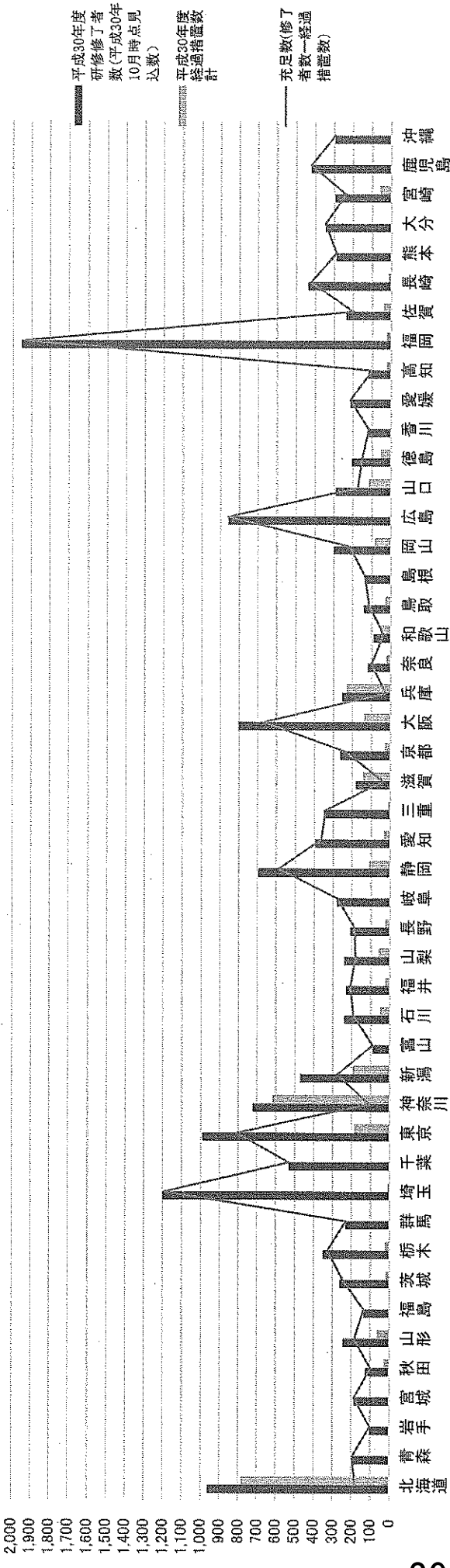
年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第百六十九号）による改正前の入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の強度行動障害児特別支援加算の算定を受けている指定福祉型障害児入所施設において、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

以下（略）

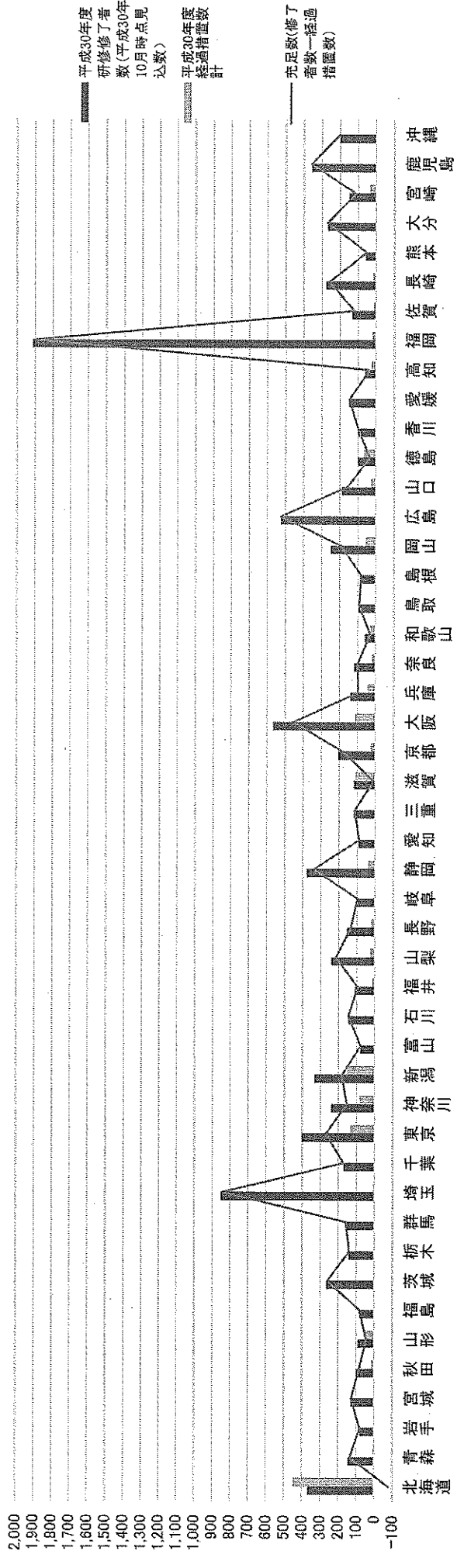
平成30年度強度行動障害支援者養成研修事業実施状況

別添

【都道府県別平成30年度強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者数及び平成30年度経過措置(基礎研修)対象者数】



【都道府県別平成30年度強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者数及び平成30年度経過措置(実践研修)対象者数】



(出典) 平成30年10月障害福祉課調べ

## 短期入所

### ① 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

- ・ 医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」を創設する。
- ・ 福祉型強化短期入所サービス費の人員配置基準については、以下の取扱いとする。
  - ア 併設型や空床型については、現行の取扱いと同様に、本体施設の配置基準に準じることとし、医療的ケアが必要な障害児者を受け入れる場合については、看護職員を常勤で1人以上配置する。
  - イ 単独型については、現行の区分に加えて、看護職員を常勤で1人以上配置する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙1) 参照

- ・ また、別表(128頁参照)の判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れる場合や重度な障害児者を利用者全体の50%以上受け入れる場合について、支援に係る負担を評価する加算を創設する。
  - ・ なお、受入れの体制を強化する場合の評価として、常勤看護職員等配置加算を創設する。

《医療的ケア対応支援加算【新設】》	120単位/日
《重度児者対応支援加算【新設】》	30単位/日
《常勤看護職員等配置加算【新設】》	
イ 利用定員が6人以下	10単位/日
ロ 利用定員が7人以上12人以下	8単位/日
ハ 利用定員が13人以上17人以下	6単位/日
ニ 利用定員が18人以上	4単位/日

② 看護職員による訪問の評価の充実、医療的ケア児者への支援の充実

- ・ 福祉型短期入所について、精神障害者の地域生活の支援と家族支援の観点から医療との連携を強化するため、医療連携体制加算に、日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を評価する区分を創設する。
- ・ 医療連携体制加算については、更に長時間支援を評価する区分を創設する。

《医療連携体制加算の拡充》

[現 行]

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	600単位／日（利用者1人）
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	300単位／日（利用者2人以上8人以下）
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日

[見直し後]

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	600単位／日（利用者1人）
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	300単位／日（利用者2人以上8人以下）
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日
ホ	医療連携体制加算（Ⅴ）	39単位／日
へ	医療連携体制加算（Ⅵ）	1,000単位／日（利用者1人）
ト	医療連携体制加算（Ⅶ）	500単位／日（利用者2人以上8人以下）

※ 既存の（Ⅰ）又は（Ⅱ）については、4時間未満の支援の場合適用し、4時間を超えて支援を行う場合は、（Ⅵ）又は（Ⅶ）を適用する。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可。

③ 運営方法やサービス提供規模の適正化

- ・ 「福祉型強化短期入所サービス費」の創設に当たり、一定の定員規模以上や、複数設置の場合、また、同一法人の複数事業所間における同じ利用者への短期入所の提供については、減算又は制限する。

《大規模減算【新設】》

所定単位数の90%を算定  
※ 単独型で20床以上の場合

④ 長期（連続）利用日数の上限設定

- ・ 長期（連続）利用日数については、介護保険サービスの短期入所生活介護と同様に、30日までを限度とする。ただし、現在利用している者については、1年間の猶予期間を設ける。
- ・ なお、連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能とするが、短期利用加算は年間利用日数の初期の30日のみ算定を認める。

⑤ 年間利用日数の適正化

- ・ 年間利用日数については、1年の半分（180日）を目安にすることを計画相談支援の指定基準に位置付ける。
- ・ ただし、④、⑤の長期（連続）利用日数や年間利用日数について、例えば、「介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合においては、自治体の判断に応じて、例外的にこれらの日数を超えることを認めても差し支えないこととする。